

ゆきどけ

あなたの^{まわ}りに、こんな子どもはいませんか？



いつも^な泣き^{さけ}叫ぶ^{こえ}声^がする

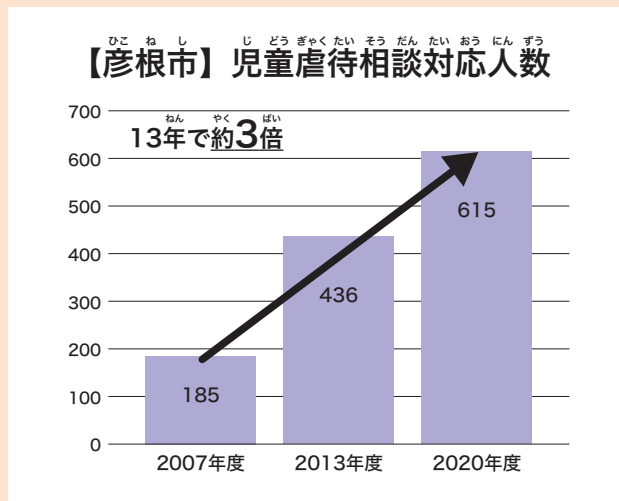
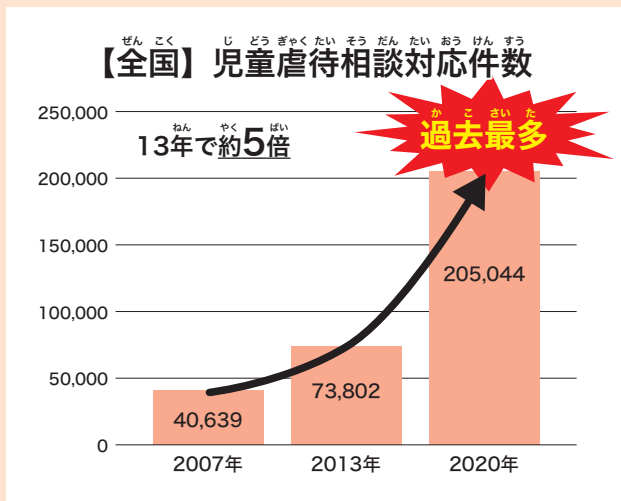
いつも^{かぞく}家族^{せわ}の世話・
^{かい}介^ご護^をしている



それは「^{じどうぎゃくたい}児童虐待」、**「ヤングケアラー」**かもしれません。

「児童虐待」がどれほど身近な問題か、考えたことはありますか？

日本における子ども（18歳未満）への虐待は、30年連続で増え続けています。相談対応件数は、13年で約5倍^{*1}になりました。増加傾向にあるのは、ここ彦根市^{*2}でも同様です。虐待によって命を落とす子どもの数も、毎年50人前後で推移しているというのが現状です。



*1) 厚生労働省「児童虐待相談対応件数の動向」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/index.html#h2_free10)

*2) 彦根市子ども未来部子育て支援課より情報提供…彦根市では被虐待児にきょうだいがいた場合の取り扱いが曖昧になることを防ぐため、人数の管理としています。

児童虐待は、以下の4種類に分類されますが、事例の大半は、いくつかの種類の虐待が複合していることに注意が必要です。

① 身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など



② 性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

③ ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になるっても病院に連れて行かない など

④ 心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行う など

【彦根市の取り組み：彦根城オレンジライトアップ】

厚生労働省は、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定めています。11月には日本各地で、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを広めることで児童虐待根絶を呼びかける「オレンジリボン運動」が行われています。

彦根市ではその時期に合わせて、彦根城をオレンジ色にライトアップし、啓発しています。



※このオレンジの色は里親家庭で育った子どもたちが「子どもたちの明るい未来を示す色」として選んだと言われています。

あなたの周りにこんな子ども・保護者はいませんか？

あなたのすぐ近くにも、虐待によって苦しんでいる子どもや助けを求めている保護者がいるかもしれせん。虐待のサインを見逃さないでください。

【子どもが出しているサイン】

- ・不自然なあざがあったり、不自然なけがをしたりしている（頻繁にけがをしている、けがをしにくい場所に傷がある）
- ・いつも衣服や体が汚れている
- ・夜遅くまで一人で家の外にいる
- ・いつも泣き叫ぶ声がある

【保護者が出しているサイン】

- ・地域などと交流が少なく孤立している
- ・小さな子どもを家に置いたまま外出している
- ・子育てに関して拒否的・無関心である
- ・子どものけがについて不自然な説明をする

【児童虐待】

189 (いちはやく)

- ・児童相談所全国共通ダイヤル(24時間対応) 無料
※最寄りの児童相談所につながります。
- ・虐待ホットライン (24時間対応)

077-562-8996

- ・彦根子ども家庭相談センター

0749-24-3741

月～金（祝日、年末年始除く）8:30～17:15

- ・彦根市家庭児童相談室・相談専用電話

0749-23-7838

月～金（祝日、年末年始除く）8:30～17:15



何かおかしい、虐待かもと思ったら、ためらわずに専門機関や相談窓口に通告（連絡）しましょう。間違ってもかまいません。相談者や連絡者の秘密は守られます。

通告は子どもを守り、保護者を支える手法の一つです。

社会全体で、虐待によって苦しんでいる子どもを救い、保護者や家族を支えましょう。

ヤング ケアラー

ほうれいじょう ていぎ
法令上の定義はあり
ませんが、^{いっばん}一般に、「本
来大人が担うと想定さ
れている家事や家族の
世話などを日常的に
おこな
行っている子ども」と
されています。

たと
例えばこんな
こ
子どもたちで
す。



しょう びょう き かぞく か
障がいや病気のある家族に代
わり、買い物・料理・掃除・
せんたく などの家事をしている



かぞく か おさな
家族に代わり、幼いきょうだ
いの世話をしている



か けい ささ ろうどう
家計を支えるために労働をし
て、障がいや病気のある家族
を助けている



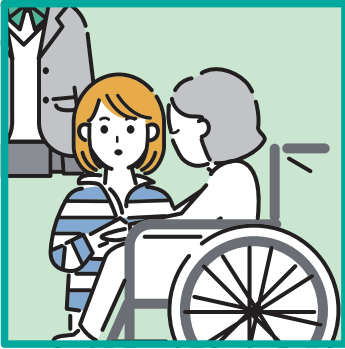
アルコール・薬物・ギャンブル
問題を抱える家族に対応し
ている

2021 (令和3) 年3月の全国実態調査*3 によると、中学2年生では17人に1人、高校2年生では24人に1人が世話をしている家族がいると回答しました。

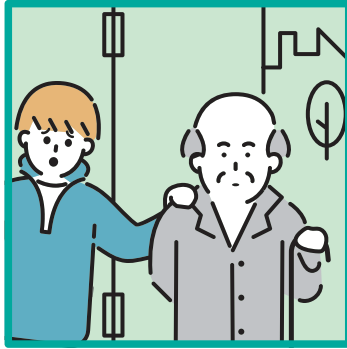
子どもが家事や家族の介護・世話をすることは、ごく普通のことと思われるかもしれませんが、しかし、本来であれば大人が担うような年齢等に見合わない重い責任や負担を負わされているケースもあります。

ヤングケアラーであることで生じる当事者の生活や将来への影響は、非常に大きなものです。しかし、幼い頃から家事や家族の介護・世話をしていたことにより、本人にとってはその生活が当たり前になっており、自分自身がヤングケアラーだと気づかないまま、子どもとしての権利を奪われている子どももいます。ヤングケアラーの問題は見えにくいため、当事者に自覚がない場合は問題解決がより一層困難になります。

*3) 文部科学省「【概要】ヤングケアラーの実態に関する調査研究のポイント【資料1-1】」
(https://www.mext.go.jp/content/20210521-mxt_jidou02-000015177_00.pdf)



しょうがいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



しょうがいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



しょうがいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

出典：厚生労働省「ヤングケアラーについて」(<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>)

もし、困っている子どもを見聞したり、相談を受けたりしたら次の相談窓口を紹介するか、相談窓口へお知らせください。匿名でも、不確かな情報でも構いません。

【ヤングケアラー】

- ・児童相談所相談専用ダイヤル(24時間受付)無料
0120-189-783
- ・24時間子供SOSダイヤル(文部科学省)無料
0120-0-78310
- ・子どもの人権110番(法務省)無料
0120-007-110
月～金 8:30～17:15
- ・彦根市家庭児童相談室・相談室専用電話
0749-23-7838
月～金(祝日、年末年始除く) 8:30～17:15

周りの人が気づき、声をかけ、手を差し伸べることで、当事者が「自分は一人じゃない」「誰かに頼ってもいいんだ」と思えるはずです。

LINEでのご相談も受け付けています！
(24時間対応)

ヤングケアオンライン相談室

※ヤングケア…ヤングケアラー

LINE公式アカウント

お友達登録はこちらから →

(URLでのアクセス：<https://lin.ee/goZtbtQ>)

このLINE公式アカウントを運営されているのは特定非営利活動法人芹川の河童です。彦根市を拠点に、滋賀県の北部でヤングケアラーの支援事業として、様々な取り組みを展開されています。

詳細はこちらから

(「Minna (みんな)」HP) →

楽しいことうれしいこと困っていること、何でも話してください。いつでも待っています。



特定非営利活動法人 芹川の河童 代表 川崎敦子さん

「子どもの権利」とは？

これまで十分に保障されていなかった18歳未満の児童（子ども）を大人と同様に権利を持つ主体と位置づけた「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」*4によると「4つの権利」が基本とされています。

生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること



4つの権利

守られる権利

紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること



さらに詳しく知りたい方は…

日本ユニセフ協会「子どもと先生の広場 子どもの権利条約」

<https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/>



*4) 公益財団法人 日本ユニセフ協会ホームページ「子どもの権利条約」
(https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html)

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」…1989年に国連総会で採択され、歴史上最も多くの参加を得た国際条約で、日本は1994年に批准しました。

また、近年、こうした「子どもの権利」について重要視する動きがあり、2022年6月15日、「こども家庭庁」の設置法および「こども基本法」が成立しました。

「こども家庭庁」

「こども家庭庁」*5は、これまで所管が異なっていた子ども政策を一括して推進し、切れ目のない支援につなげることを目的とした、子どもに関する総合的な政策調整機関です。

「こども基本法」

「こども基本法」*6は、子どもの権利条約に対する国内法と位置付けられており、子どもの権利をどう守っていくのかという基本的な理念を定めたものです。

*5) 内閣官房「こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）の概要」（<https://www.cas.go.jp/jp/houan/220622/75gaiyou.pdf>）

*6) 内閣官房「こども基本法（令和4年法律第77号）の概要」（<https://www.cas.go.jp/jp/houan/220622/77gaiyou.pdf>）

このように、日本においても子どもを取り巻く状況は、変わってきています。

子どもの権利は、子どもが安心して生活を送り、様々なことを学び、健やかに成長するために欠かすことのできない大切な権利です。

そんな子どもの権利が保障され、次代を担う子ども一人ひとりが尊重され、のびのび過ごすことができる社会、環境をつくるのは、大人の責任です。

今回取り上げた問題以外にも、子どもの人権を侵害するような人権問題はたくさん存在しており、時代の変化とともに複雑化しています。

私たち一人ひとりが、正しい知識を身に着けることが、子どもの権利が侵害されていることへの気づきにつながります。

「子どもが幸せに過ごせる彦根市」をみんなで作っていきませんか？

それはきっと全ての人が幸せに暮らせる社会をつくる一歩になるはずです。

「誰か」のこと じゃない。

法務省「令和4年度啓発活動重点目標～人権啓発キャッチコピー～」

法務省「令和4年度啓発活動強調事項」17項目

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者の人権を守ろう
- 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- 部落差別（同和問題）を解消しよう
- アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- 外国人の人権を尊重しよう
- 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネット上の人権侵害をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- 性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別をなくそう
- 人身取引をなくそう
- 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

もし悩んだり、相談したいときは こちらへ

【法務局相談窓口】（平日8:30から17:15まで ※のみ平日9:00から17:00まで）

- ・みんなの人権110番 0570-003-110
- ・子どもの人権110番 0120-007-110
- ・女性の人権ホットライン 0570-070-810
- ・外国語人権相談ダイヤル 0570-090-911※

インターネット人権相談窓口
<https://www.jinken.go.jp/>



【彦根市相談窓口】（平日8:30から17:15まで ※のみ水～金、13:00から16:00まで）

- ・人権に関する相談（彦根市人権・福祉交流会館） 0749-25-0164
- ・ウィズ総合相談（彦根市男女共同参画センター「ウィズ」） 0749-21-5757※
- ・相談窓口がわからないとき（彦根市人権政策課） 0749-30-6115

その他各種相談について詳しくは、市のホームページをご覧ください。

<https://www.city.hikone.lg.jp/kurashi/sodan/5/index.html>

